

確認検査業務規程

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社東日本住宅評価センター（以下「当機関」という。）が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 77 条の 18 から第 77 条の 21 までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務（以下「確認検査の業務」という。）の実施について、法第 77 条の 27 の規定に基づき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
 - (2) 確認検査員等 確認検査員及び補助員をいう。
 - (3) 役員 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 136 条の 2 の 14 第 1 項第 2 号に規定する役員をいう。
 - (4) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
 - (5) 親会社等 法第 77 条の 19 第 11 号に規定する親会社等をいう。
 - (6) 特定支配関係 令第 136 条の 2 の 14 に規定する特定支配関係をいう。
 - (7) 制限業種 次に掲げる業種（建築主事が建築確認を行うこととなる国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に係るもの並びに建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
 - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
 - ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
 - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
 - 二 昇降機の製造、供給及び流通業
- (8) 署名等 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。）

以下「デジタル行政推進法」という。) 第3条第1項6号に規定する署名等をいう。

- (9) 電磁的記録 デジタル行政推進法第3条第1項7号に規定する電磁的記録をいう。
- (10) 電子署名 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年3月20日国土交通省令第25号。以下、「主務省令」という。)第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。
- (11) 電子証明書 主務省令第2条第2項第2号に規定する電子証明書をいう。
- (12) 電子情報処理組織 当機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (13) 電子申請 デジタル行政推進法第6条に規定する申請等をいう。
- (14) 支店等 確認検査の業務を行う支店・事務所をいう。
- (15) 建築主等 建築主、設置者及び建築主をいう。
- (16) 判定 法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。
- (17) 認証型式部材等 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等をいう。

第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

第1節 方針・運営及び権限と責任

(確認検査の業務実施の基本方針)

第3条 当機関は、法、法に基づく命令及び条例、これらに關わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針(平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針告示」という。)、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認検査の業務の使命に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとする。

2 代表取締役は、毎年度、確認検査の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらを社内で共有する方法等について方針(以下「確認検査業務実施方針」という。)として定め、役員及び職員に周知する。

(確認検査業務管理体制の運営、責任と権限)

第4条 代表取締役は、確認検査の業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則(以下「確認検査業務管理規則」という。)を定め、職員(非常勤職員を含む。)に周知し、実施させる。

2 確認検査業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。

- (1) 確認検査業務管理体制の見直し
- (2) 苦情等事務処理

(3) 内部監査

(4) 不適格案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について、誤って確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したものをいい、法第6条の2第6項又は法第7条の6第4項に規定する通知を受けた案件を含む。以下同じ。）の管理

(5) 再発防止措置

(6) 秘密の保持

3 代表取締役は、当機関が行う確認検査の業務の品質保証を担当する役員として、確認検査業務管理責任者を任命する。

4 確認検査の業務の実施に係る最高責任者は代表取締役とし、確認検査業務管理責任者が確認検査の業務に係る管理の責任と権限をもつ。

（確認検査業務管理体制の見直し）

第5条 代表取締役は、当機関の確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、当機関及び当機関の業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、隨時、確認検査業務管理体制の見直しを行う。

2 確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

（確認検査の業務の組織体制）

第6条 代表取締役は、確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするため、申請建築物の規模や用途、確認検査の業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。

2 確認検査の業務は、他の業務（判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行う。

3 確認検査員は、制限業種に従事し、又は制限業種を営む法人に所属してはならない。

4 確認検査の業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正な行為のないようにしなければならない。

5 確認検査業務管理責任者は、確認検査の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。

第2節 確認検査の業務の手順

（確認検査の業務の手順）

第7条 確認検査の業務が、この規程に従って常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、代表

取締役は、確認検査の具体的な手順その他確認検査の業務の実施に必要な全ての事項を含む確認検査業務実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定め、これに従い確認検査員等に確認検査の業務を実施させる。

- 2 マニュアルには、建築基準関係規定への適合の確認、検査の具体的な方法及びこれが行われたことがその全過程を通じて追跡、確認できる方法を定める。
- 3 代表取締役は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるよう徹底する。

（建築基準関係規定の改正等に伴う措置）

第7条の2 確認検査業務管理責任者は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書（都市計画の決定及び変更の通知を含む。）を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、確認検査業務管理責任者は、自らの責任において、管下職員に前項の収集・保存及び職員への周知・徹底を行わせることができるものとする。

（判断するための根拠資料及び対応方法）

第7条の3 確認検査員は、建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断するため、次に掲げるものを根拠資料とし、これに基づき審査するものとする。

- （1）前条の文書
 - （2）建築基準関係規定の解釈等について特定行政庁が公表している情報又は発行している資料
 - （3）都市計画に関する状況等（道路種別含む。）について地方公共団体が公表している情報又は発行している資料
- 2 確認検査員は、前項の根拠資料では建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断できない場合は、次に掲げる対応方法により審査するものとする。
 - （1）建築基準関係規定の解釈等についての法第77条の32第1項の特定行政庁への照会
 - （2）都市計画に関する状況等（道路種別含む。）についての地方公共団体への照会

第3節 確認検査の業務に関する書類の管理

（図書及び書類の持ち出しに係る報告）

第8条 役員及び職員は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。）第29条第1項に規定する図書及び書類（複写したものを含む。）を本店及び支店等の外に持ち出そうとするときは、これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を管理者に報告するものとする。

（確認検査の業務に関する書類の保存期間）

第8条の2 法第77条の29第2項に規定する確認検査の業務に関する書類（指定機関省令第29条第2項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該建築物又は工作物に係る法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から15年間保存する。

（申請書等の管理に係る別の定め）

第8条の3 代表取締役は、申請書等（前条の書類及び確認検査の業務の実施の過程で行われた申請者等との打合せ等に関する書類をいう。以下同じ。）の管理（保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。）について別に定める。

（総括文書管理者の設置）

第8条の4 当機関に、文書（帳簿及び申請書等をいう。次条において同じ。）の管理の総括責任者として、総括文書管理者1名を置く。

2 総括文書管理者は、第4条第3項に規定する確認検査業務管理責任者をもって充てる。

（文書管理者の設置）

第8条の5 総括文書管理者は、文書の管理の実施責任者として、文書管理者を指名する。

2 文書管理者は、本店及び支店等にそれぞれ1名を置く。

（申請書等管理簿の調製）

第8条の6 総括文書管理者は、申請書等を適切に保存するため、申請書等管理簿を調製し、文書管理者に記載させる。

2 前項の規定にかかわらず、文書管理者は、自らの責任において、管下職員に申請書等管理簿の記載を行わせることができるものとする。

3 申請書等管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。

（1）保存場所

（2）保存期間の満了する日

第4節 要員及び服務

（確認検査員の選任）

第9条 代表取締役は、確認検査の業務を実施させるため、制限業種に従事する者（制限業種を営む法人に所属する者（過去2年間に所属していた者を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）以外の者から常時雇用職員である確認検査員を52名以上選任し、うち52名以上を専任（当機関においてのみ業務に従事し、他の業を営んだり従事したりしていないことをいう。）とする。

2 前項の確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の実績に応じ、

指定機関省令第 16 条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

- 3 確認検査員等の数については、指定確認検査機関指定準則第 2 の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、代表取締役は、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数の増加が見込まれる場合にあっては、すみやかに、新たな確認検査員等（非常勤の確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。

（確認検査員の解任）

第 10 条 代表取締役は、確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員を解任する。

- （1）法第 77 条の 20 第 5 号の規定に適合しなくなったとき。
- （2）法第 77 条の 62 の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の消除があったとき。
- （3）（2）のほか、職務上の業務違反その他確認検査員としてふさわしくない行為があつたとき。
- （4）心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（確認検査員等の配置）

第 11 条 確認検査員を、東京支店、神奈川支店及び北関東支店に各 6 名以上、東北支店に 5 名以上、埼玉支店、東関東支店及び群馬支店に各 4 名以上、多摩事務所、静岡支店、長野事務所、郡山事務所、札幌事務所及び常総事務所に各 1 名以上配置する。

- 2 支店等の確認検査員が休暇を取る場合その他の事情により、確認検査の業務を実施できない場合にあっては、他の支店等又は本店若しくは本店分室の確認検査員が当該支店等又は本店若しくは本店分室において確認検査の業務を行う。
- 3 代表取締役は、第 9 条第 4 項の規定に基づく処置を行った場合には、本店及び支店等がそれぞれの見込まれる業務量を適正に処理できるよう、確認検査の業務に従事する職員の配置を見直す。

（確認検査員等の身分証の携帯）

第 12 条 確認検査員等が、建築物等、建築物等の敷地若しくは建築工事場等に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、附属文書様式 A-01 による。

第 3 章 確認検査の業務の実施方法等

第 1 節 一般

（確認検査の業務を行う時間及び休日）

第 13 条 確認検査の業務を行う時間は、休日を除き、午前 9 時から午後 6 時までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 第 1 項の確認検査の業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前に当機関と申請者との間において確認検査の業務を行うための日時の調整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

（事務所の所在地及びその業務区域）

第 14 条 確認検査の業務の業務区域は、北海道のうち札幌市・小樽市・岩見沢市・苫小牧市・江別市・千歳市・登別市・恵庭市・北広島市・石狩市・余市町・南幌町・長沼町・栗山町、岩手県、宮城县、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県の全域とする。

2 本店の所在地は、神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 4 丁目 33 番 5 号、本店分室の所在地は、東京都新宿区西新宿 8 丁目 14 番 24 号とし、その業務区域は、前項のとおりとする。

3 確認検査を行う支店を 8 箇所に設け、東京支店に多摩事務所、東関東支店に常総事務所、静岡支店に長野事務所、東北支店に郡山事務所と札幌事務所を設ける。

(1) 支店等の所在地は、次のとおりとする。

東京支店	東京都新宿区西新宿 8 丁目 14 番 24 号
多摩事務所	東京都立川市錦町 1 丁目 8 番 13 号
神奈川支店	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 4 丁目 33 番 5 号
埼玉支店	埼玉県さいたま市北区宮原町 2 丁目 18 番 7 号
東関東支店	千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1 丁目 2 番 24 号
常総事務所	茨城県守谷市中央 4 丁目 13 番 17 号
北関東支店	栃木県宇都宮市東宿郷 2 丁目 2 番 1 号
群馬支店	群馬県伊勢崎市寿町 161 番地 1
静岡支店	静岡県静岡市葵区黒金町 59 番 7 号
長野事務所	長野県長野市篠ノ井布施高田 1106 番地 1
東北支店	宮城県仙台市青葉区一番町 3 丁目 7 番 23 号
郡山事務所	福島県郡山市神明町 7 番地 1
札幌事務所	北海道札幌市中央区北一条東 2 丁目 5 番 2 号

(2) 各支店等の確認検査の業務区域は、次のとおりとする。

東京支店（多摩事務所を含む。） 東京都（島しょ部を除く。）及び山梨県の全域とする
神奈川支店 神奈川県の全域とする
埼玉支店 埼玉県の全域とする
東関東支店（常総事務所を含む。） 茨城県（北関東支店の業務区域を除く。）及び千葉県の全
域とする
北関東支店 茨城県（古河市、結城市、下妻市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞
町、境町に限る。）及び栃木県（群馬支店の業務区域を除く。）
群馬支店 栃木県（足利市、佐野市に限る。）及び群馬県の全域とする
静岡支店（長野事務所を含む。） 長野県及び静岡県の全域とする
東北支店（郡山事務所を含む） 岩手県、宮城県、山形県及び福島県の全域とする
札幌事務所 北海道（第1項に定める地域に限る。）

4 申請者が希望した場合において当機関との協議が整った場合及び緊急の場合においては、前項に定め
る区域を業務区域とする支店等とは別の支店等で第1項に定める区域の業務を行うことができるものと
する。

5 支店等が引受けた申請のうち構造審査及び設備審査については、当該支店等及び本店分室で行うこ
ととする。

（業務の範囲）

第15条 確認検査の業務を行う範囲は、以下の各号に掲げる建築物、建築設備及び工作物を対象と
する法第6条の2に規定する確認、法第7条の4及び法第7条の2に規定する検査並びに法第7
条の6に規定する仮使用認定（法第87条の4及び法第88条の規定により法第7条の6の規定
を準用し、仮使用認定を別途申請とする場合を除く。）とする。

- （1）1棟当たりの床面積（増築の場合は増築後の床面積）の合計が5,000m²以内、かつ、地上8
階以下で高さ28m以下の建築物
- （2）屎尿浄化槽、合併処理浄化槽及び令第146条第1項に掲げる建築設備（建築物に取り付け
るものにあっては、（1）に掲げる建築物に取り付けるものに限る。）
- （3）令第138条第1項及び第3項第2号に掲げる工作物（高さが20mを超えるもの、高さ8mを
超える高架水槽、サイロ、物見塔及び容器構造のものを除く。また、建築物に取り付けるものにあっては、
（1）に掲げる建築物に取り付けるものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、当機関は、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主等である建築
物等、第3号から第7号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行
う建築物等その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等
について、その確認検査の業務を行わない。

- （1）代表取締役又は確認検査業務管理責任者
- （2）前号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
- （3）第1号に掲げる者の親族
- （4）第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含

む。)

(5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している企業、団体等

(6) 当機関又は当機関の親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する者

(7) 当機関の役職員が社長の地位を占める企業、団体等（過去2年間に社長の地位を占めていた企業、団体等を含む。）

3 当機関は、法第77条の20第6号に定める指定構造計算適合性判定機関のほか、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた判定の申請に係る建築物の計画について、確認をしてはならない。

(1) 当機関の代表取締役又は担当役員が所属する指定構造計算適合性判定機関（過去2年間に所属していた指定構造計算適合性判定機関を含む。）

(2) 当機関の代表取締役又は担当役員の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関（過去2年間に役員であった指定構造計算適合性判定機関を含む。）

(3) 当機関の代表取締役若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している指定構造計算適合性判定機関

(4) 指定構造計算適合性判定機関の社長又は担当役員（過去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。）が当機関に所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

(5) 指定構造計算適合性判定機関の社長又は担当役員（過去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。）の親族が当機関の役員である場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

(6) 指定構造計算適合性判定機関の社長若しくは担当役員又はこれらの者の親族が当機関の総株主又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

(7) 当機関が総株主又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している指定構造計算適合性判定機関

(8) 当機関の総株主又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している指定構造計算適合性判定機関

(9) 当機関が特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関

(10) 当機関の親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する指定構造計算適合性判定機関

4 第2項及び第3項の場合に該当するかどうかの確認は、確認検査業務管理責任者が第2項及び第3項に掲げる者の一覧を作成し、職員が申請書等と照合する方法により行う。

5 確認の業務の範囲（法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査を行うか否かを含む。）及び第3項の指定構造計算適合性判定機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

(確認検査の業務の処理期間)

第 16 条 当機関は、申請建築物の規模や用途に応じた標準的な確認検査の業務の処理期間を定め、提示する。

第 2 節 確認

(確認の申請、受付、引受及び契約)

第 17 条 申請者は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）

第 3 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定により準用される第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条の規定による申請書に次に掲げる書類を添えて、確認の申請（申請を前提に行う事前審査申込を含む。）を行うものとする。

（1）次の通知書の写し（該当する場合に限る。）

- イ 施行規則第 10 条の 4 に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書 2 部
- ロ 施行規則第 10 条の 4 の 2 に規定する認定関係規定並びに法第 86 条第 1 項又は第 2 項及び法第 86 条の 2 第 1 項の規定による特定行政庁の認定通知書 2 部
- ハ 法第 86 条の 5 第 2 項の規定による特定行政庁の認定取消通知書 2 部

（2）法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し（該当する場合に限る） 2 部

（3）地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等 1 部

（4）施行規則第 1 条の 3 第 7 項に規定する特定行政庁が規則で定める書類

2 当機関は、第 1 項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

（1）申請のあった建築物等が第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に合致する建築物等であること。

（2）当該建築物等が法第 6 条第 3 項各号に該当しないものであること。

（3）提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

（4）申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。

（5）第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定に該当するものないこと。

3 当機関は、前項の規定において、確認申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を申請者に返却する。

4 第 2 項により申請を受けた場合には、当機関は、申請者に引受通知を行う。この場合、申請者と当機関は別に定める「確認検査業務約款」（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。

5 申請者が、正当な理由なく、引受通知に示す額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、当機関は第 2 項の引受けを取り消すことができる。

6 当機関は、前 5 項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難な場合には、確認の業務

を引き受けない。

- 7 当機関は、第4項に規定する引受通知を、あらかじめ申請者と協議した上で当機関が指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第18条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 申請者は、当機関の請求があるときは、当機関の確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に当機関に提供しなければならない旨の規定
 - (2) 申請者は、申請に係る計画に関し当機関がなした建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、追加説明書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定
 - (3) 当機関は、当機関の責に帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、申請者に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、第17条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
- (1) 確認済証又は適合しない旨の通知書の交付時における副本の交付方法、及び当該交付方法についての当機関と別途協議できる旨の規定
 - (2) 当機関が電子署名をして交付する電磁的記録の電子署名の有効性が確認できる期間及びその期間の延長についての必要事項に関する規定
 - (3) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた確認検査の業務の開始に関する規定
 - (4) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定

(確認の実施)

第19条 当機関は、確認申請を受けたときは、当該申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主等である建築物等、第1号から第5号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等又は判定を行う建築物等その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、確認の業務を行わない。

- (1) 当該確認検査員等
 - (2) 第1号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
 - (3) 当該確認検査員等の親族
 - (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）
 - (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の100分の5以上を有している企業、団体等
- 3 確認検査員は、指針告示及びマニュアルに基づき、確認申請関係図書をもって、第1項の審査を行

う。この場合、必要に応じ、申請者等に説明等を求めることがある。

- 4 当機関は、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第3条の12に規定する図書及び書類（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を受ける前においては、次に定めるところによることとする。
 - (1) 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関（以下「都道府県知事等」という。）から施行規則第3条の8（施行規則第3条の10又は同第8条の2第8項において準用する場合を含む。次項第1号において同じ。）の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事等に対して、当該事項に対する回答を行う。
 - (2) 申請に係る建築物の計画について都道府県知事等が指針告示別表（に）欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第1条の4（施行規則第3条の3第1項又は同第8条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該計画について判定の申請を受けた都道府県知事等に対して、当該事項の内容を通知する。
- 5 当機関は、適合判定通知書等の提出を受けた後においては、次に定めるところによることとする。
 - (1) 都道府県知事等から施行規則第3条の8の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査する。
 - (2) 申請に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した都道府県知事等に照会をする。
- 6 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、確認を行わない。
- 7 申請図書等の不備、記載事項に不明確な点がある場合にあっては、指針告示第一第5項第三号イに基づき、申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める通知（附属文書様式A-09）を交付する。
- 8 当機関は、前項に規定する申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める通知の送付を、あらかじめ申請者と協議した上で当機関が指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。

（消防長等の同意等）

- 第20条 当機関は、法第93条第1項の規定に基づき、消防長等の同意を求める場合には、附属文書様式A-04に、申請者から提出された書類及び図書を添えて行う。
- 2 当機関は、法第93条第4項の規定に基づき、消防長等に対して通知を行う場合には、確認申請の引受け後、遅滞なく附属文書様式A-05に、建築計画概要書（施行規則別記第3号様式）を添えて行う。

（保健所通知）

- 第21条 当機関は、法第93条第5項の規定に基づき、保健所長に通知を行う場合には、確認申請の引受け後、遅滞なく附属文書様式A-06により行う。

(同意又は通知の特例)

第 21 条の 2 前 2 条の規定によらない場合には、当機関は事前に消防長等又は保健所長と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(確認済証の交付等)

第 22 条 当機関は、申請者に対し、第 19 条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときには確認済証（施行規則別記第 15 号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときには適合しない旨の通知書（施行規則別記第 15 号の2様式）を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であって法第 6 条の 2 第 4 項に規定する正当な理由があるとき（第 19 条第 4 項及び第 5 項における都道府県知事等からの適切な回答がない場合を含む。）にあっては適合するかどうかを決定できない旨の通知書（期限の記載のないものに限る。施行規則別記第 15 号の3様式）を、それぞれ交付する。

2 前項に規定する確認済証、適合しない旨の通知書又は適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のうち確認に要したもの 1 部を添えて行う。

(追加説明書の提出)

第 22 条の 2 確認審査時に、申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める通知（附属文書様式 A-09）により、当機関から追加説明書の提出を求められた場合は、申請者は確認申請書と同部数を提出するものとする。

2 前項に基づき、申請者から当機関に対し提出された追加説明書を申請書等の一部として審査した結果、建築基準関係規定に適合すると認める場合は、確認済証を交付する。認められない場合は、適合しない旨の通知書を交付する。

(確認の申請の取下げ)

第 23 条 申請者は、申請者の都合により確認済証、適合しない旨の通知書又は適合するかどうかを決定できない旨の通知書（期限の記載のないものに限る。）の交付前に確認の申請を取り下げる場合は、その旨を記載した取下げ届（附属文書様式 B-03）を当機関に 2 部提出する。

2 当機関は、前項の届があったときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を申請者に返却する。

(確認を受けた計画の変更の申請)

第 24 条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更（施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更を除く。）され、当機関に当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、施行規則第 1 条の 3 第 8 項の規定によるほか、第 17 条から前条までの規定を準用する。

2 確認済証の交付を受けた建築物等の計画内容に対して継続性の認められない計画の変更は、計画変更確認申請の対象として扱わない。

(確認の記録)

第 25 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれらに対する申請者等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

第 3 節 中間検査

(中間検査申請の引受及び契約)

第 26 条 申請者は、施行規則第 4 条の 8 の規定による中間検査申請書（当該建築物の計画に係る確認に要した図書等を含む。）に次に掲げる書類を添えて、特定行政庁が指定した特定工程に係る工事の終了予定日の原則として 5 日前までに、中間検査の申請を行うものとする。

- (1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し
 - (2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
 - (3) 当該工事中の建築物等に軽微な変更がある場合は、軽微な変更説明書（当該軽微な変更に係る図書を含む。）
 - (4) 施行規則第 4 条の 8 第 1 項第四号に規定する特定行政庁が規則で定める書類
- 2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者が当機関である場合においては、申請者は、第 1 項第 1 号に規定する書類の提出を要しない。
- 3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者が当機関である場合においては、申請者は、第 1 項第 2 号に規定する書類の提出を要しない。
- 4 当該工事中の建築物等の軽微変更報告書を当機関に提出したことがある場合でその後軽微な変更がない場合は、申請者は、第 1 項第 3 号に規定する書類の提出を要しない。
- 5 当機関は、第 1 項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
- (1) 申請のあった工事中の建築物等が第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に合致する建築物等であること。
 - (2) 当該工事中の建築物等が法第 6 条第 3 項第 1 号に該当しないものであること。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 第 15 条第 2 項の規定に該当するものないこと。
- 6 当機関は、前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を申請者に返却する。
- 7 第 5 項により申請を受けた場合には、当機関は、申請者に中間検査引受証（施行規則別記第 29 号様式）を交付する。この場合、申請者と当機関は別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 8 申請者が、正当な理由なく、中間検査引受証に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期

日までに支払わない場合には、当機関は第 5 項の引受けを取り消すことができる。

- 9 当機関は、前 8 項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難な場合には、中間検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第 27 条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 申請者は、当機関が中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるよう協力しなければならない旨の規定
- (2) 申請者は、当機関の請求があるときは、当機関の中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に当機関に提供しなければならない旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、第 26 条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
- (1) 中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付方法及び当該交付方法については当機関と別途協議できる旨の規定
- (2) 第 18 条第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定

(中間検査の実施)

第 28 条 当機関は、中間検査を受けたときは、検査の対象となる工事が終了した日から 4 日以内のあらかじめ定めた中間検査予定日（当機関又は申請者の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第 19 条第 2 項各号に掲げる者が建築主等である建築物等又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、中間検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、指針告示及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第 1 項の検査を行う。この場合、必要に応じ、申請者等に説明等を求めることとする。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、中間検査を行わない。

(中間検査の結果)

第 29 条 当機関は、申請者に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたときには中間検査合格証（施行規則別記第 31 号様式）を、次のいずれかに該当するときにあっては中間検査合格証を交付できない旨の通知書（施行規則別記第 30 号の 2 様式）をそれぞれ交付する。

- イ 建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき
 - 軽微な変更説明書の内容が軽微な変更に該当しないとき、検査前に施工された工事に係る建築物の部分等の工事が確認に要した図書及び書類のとおりに実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他当該申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないとき
- 2 前項に規定する中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付は、第 26 条第 1 項第 1 号に規定する書類のうち提出があったもの 1 部を添えて行う。

(中間検査の申請の取下げ)

- 第 30 条 申請者は、申請者の都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間検査の申請を取り下げる場合は、その旨を記載した取下げ届（附属文書様式 B-09）を当機関に 2 部提出する。
- 2 当機関は、前項の届があったときは、中間検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を申請者に返却する。

(中間検査の記録)

- 第 31 条 確認検査員等は、申請のあった工事中の建築物等の中間検査における建築基準関係規定との適否、中間検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する申請者等の回答、措置等を記録するものとする。

第 4 節 完了検査

(完了検査申請の引受及び契約)

- 第 32 条 申請者は、施行規則第 4 条の規定による完了検査申請書（当該建築物の計画に係る確認に要した図書等を含む。）に次に掲げる書類を添えて、当該工事の完了予定日の原則として 5 日前までに、完了検査の申請を行うものとする。
- (1) 申請に係る建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し
 - (2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
 - (3) 当該建築物等に軽微な変更がある場合は、軽微な変更説明書（当該軽微な変更に係る図書を含む。）
 - (4) 施行規則第 4 条第 1 項第五号に規定する特定行政庁が規則で定める書類
- 2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者が当機関である場合においては、申請者は、第 1 項第 1 号に規定する書類の提出を要しない。
- 3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者が当機関である場合においては、申請者は、第 1 項第 2 号に規定する書類の提出を要しない。
- 4 当該工事中の建築物等の軽微変更報告書を当機関に提出したことがある場合でその後軽微な変更

がない場合は、申請者は、第 1 項第 3 号に規定する書類の提出を要しない。

- 5 当該建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った者が当機関であり、建築主から同意する旨の書面が提出された場合においては、当機関が保有する当該建築物の適合判定通知書又はその写し、及び適合性判定を受けた図書を施行規則第 4 条に規定する図書に代えることができる。
- 6 当機関は、第 1 項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった建築物等が第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に合致する建築物等であること。
 - (2) 当該建築物等が法第 6 条第 3 項第 1 号に該当しないものであること。
 - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (4) 第 15 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。
- 7 当機関は、前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を申請者に返却する。
- 8 第 6 項により申請を引き受けた場合には、当機関は、申請者に完了検査引受証(施行規則別記第 22 号様式)を交付する。この場合、申請者と当機関は別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 9 申請者が、正当な理由なく、完了検査引受証に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、当機関は第 6 項の引受けを取り消すことができる。
- 10 当機関は、前 9 項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難な場合には、完了検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第 33 条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 申請者は、当機関が完了検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるよう協力しなければならない旨の規定
 - (2) 申請者は、当機関の請求があるときは、当機関の完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に当機関に提供しなければならない旨の規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、第 32 条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
 - (1) 検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付方法及び当該交付方法については当機関と別途協議できる旨の規定
 - (2) 第 18 条第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定

(完了検査の実施)

第 34 条 当機関は、完了検査を受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から 7 日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日（当機関又は申請者の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物

等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第 19 条第 2 項各号に掲げる者が建築主等である建築物等又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、完了検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、指針告示及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第 1 項の検査を行う。この場合、必要に応じ、申請者等に説明、作動試験の実施等を求めることがある。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、完了検査を行わない。

(完了検査の結果)

第 35 条 当機関は、申請者に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたときには検査済証（施行規則別記第 24 号様式）を、建築基準関係規定に適合すると認められないとき又は当機関の指定する期限内に追加説明書の提出がないなど正当な理由があるときには検査済証を交付できない旨の通知書（期限の記載のないものに限る。施行規則別記第 23 号の2様式）を、それぞれ交付する。

- 2 第 1 項に規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付は、第 32 条第 1 項第 1 号に規定する書類のうち提出があったもの 1 部を添えて行う。

(完了検査追加説明書の提出)

第 35 条の 2 完了検査時に、検査済証を交付できない旨の通知書（期限の記載のあるものに限る。施行規則別記第 23 号の2様式）により、当機関から完了検査追加説明書（附属文書様式 B-10）の提出を求められた場合は、申請者は以下の要領で提出するものとする。

- (1) 完了検査追加説明書の提出部数は 2 部とする。
 - (2) 完了検査追加説明書の内容に対応する建築計画概要書を添付する。
 - (3) 新たな許可又は認可が必要な場合は、申請者が当該許可書又は認可書の写しを添付する。
- 2 前項に基づき、申請者から当機関に対し完了検査追加説明書が提出された場合は、当機関は以下のように扱う。
 - (1) 完了検査追加説明書の内容が、確認済証の交付を受けた建築物等の計画内容に対して継続性があると認める場合は、審査・検査を行う。継続性があると認められない場合は、検査済証を交付できない旨の通知書を交付する。
 - (2) 審査・検査の結果、建築基準関係規定に適合すると認める場合は、検査済証を交付する。適合すると認められない場合は、検査済証を交付できない旨の通知書を交付する。
 - (3) 検査済証を交付した旨を特定行政庁に報告する場合は、前項第 2 号の図書を添付する。
 - 3 当機関は、第 1 項に規定する完了検査追加説明書の提出又は不備の補正等を求める検査済証を交付できない旨の通知書（期限の記載のあるものに限る。施行規則別記第 23 号の2様式）を、あらかじめ申請者と協議した上で当機関が指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。

(完了検査の申請の取下げ)

第 36 条 申請者は、申請者の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書（期限の記載のないものに限る。）の交付前に完了検査の申請を取り下げる場合は、その旨を記載した取下げ届（附属文書様式 B-12）を 2 部当機関に提出する。

- 2 当機関は、前項の届があったときは、完了検査を中止し、提出された完了検査申請図書を申請者に返却する。

(完了検査の記録)

第 37 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する申請者等の回答、措置等を記録するものとする。

第 5 節 仮使用認定

(仮使用認定申請の引受及び契約)

第 38 条 申請者は、仮使用認定の申請に際し、施行規則第 4 条の 16 第 2 項で規定する仮使用認定申請書（施行規則別記第 34 号様式）及び図書等に、次に掲げる書類を添えて仮使用認定の申請を行うものとする。

- (1) 申請に係る建築物の計画に係る直前の確認済証の写し
- (2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
- 2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者が当機関である場合においては、建築主は、第 1 項第 1 号に規定する書類の提出を要しない。
- 3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者が当機関である場合においては、建築主は、第 1 項第 2 号に規定する書類の提出を要しない。
- 4 当機関は、第 1 項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
 - (1) 申請のあった建築物が第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に合致する建築物であること。
 - (2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (3) 第 15 条第 2 項の規定に該当するものでないこと。
- 5 当機関は、前項の規定において、仮使用認定申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、仮使用認定申請関係図書を申請者に返却する。
- 6 第 4 項により申請を受けた場合には、当機関は、申請者に引受通知を行う。この場合、申請者と当機関は別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 7 申請者が、正当な理由なく、引受通知に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、当機関は第 4 項の引受けを取り消すことができる。
- 8 当機関は、前 7 項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が

見込みを相当程度上回った場合において、適正に仮使用認定を実施することが困難な場合には、仮使用認定の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第 39 条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 申請者は、当機関が仮使用認定業務を行う際に、当該申請に係る建築物、建築物の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるよう協力しなければならない旨の規定
- (2) 申請者は、当機関の請求があるときは、当機関の仮使用認定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物に関する情報を遅滞なくかつ正確に当機関に提供しなければならない旨の規定

2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 仮使用認定通知書又は基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付方法及び当該交付方法については当機関と別途協議できる旨の規定
- (2) 第 18 条第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定

(仮使用認定の実施)

第 40 条 当機関は、仮使用認定の申請を受けたのち速やかに、申請に係る計画が基準告示第 1 に定める基準に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施するとともに、あらかじめ定めた仮使用認定の検査予定日（当機関又は申請者の都合により、仮使用認定の検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物が基準告示第 1 に定める基準に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第 19 条第 2 項に掲げる者が建築主である建築物、または制限業種に係る業務を行う建築物について、仮使用認定の業務を行わない。
- 3 確認検査員は、マニュアルに基づき、仮使用認定申請関係図書及び必要に応じて求める申請者の説明等をもって第 1 項の審査を行い、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により第 1 項の検査を行う。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査又は検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、仮使用認定を行わない。

(消防長等への照会)

第 41 条 当機関は、前条第 1 項の審査又は検査の際、基準告示第 1 に定める基準のうち消防法第 9 条、第 9 条の 2、第 15 条及び第 17 条に適合するかどうかを消防長等に照会する場合には、附属文書様式 A-10 に、申請者から提出された書類及び図書を添えて行う。

2 前項の規定によらない場合には、当機関は事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(仮使用認定の結果)

第 42 条 当機関は、申請者に対し、第 40 条の検査の結果、申請に係る建築物が、基準告示第 1 に定める基準に適合することを認めたときには仮使用認定通知書（施行規則別記第 35 号の3様式）を、基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認めるときには基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書（附属文書様式 A-11）を、それぞれ交付する。

2 第 1 項に規定する仮使用認定通知書又は基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付は、第 38 条第 1 項に規定する書類のうち提出があつたもの 1 部を添えて行う。

（特定行政庁への仮使用認定報告書の提出）

第 43 条 当機関は、法第 7 条の 6 第 3 項の規定に基づき、特定行政庁に仮使用認定報告書を提出する場合には、施行規則別記第 35 号の 4 様式により行う。

（仮使用認定の申請の取下げ）

第 44 条 申請者は、申請者の都合により、仮使用認定通知書又は基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付前に仮使用認定の申請を取り下げる場合は、その旨を記載した取下げ届（附属文書様式 B-13）を当機関に提出する。

2 当機関は、前項の届出があつたときは、仮使用認定を中止し、提出された仮使用認定申請関係図書を申請者に返却する。

（仮使用認定の記録）

第 45 条 確認検査員等は、申請のあつた工事中の建築物の仮使用認定における基準告示第 1 に定める基準ごとの適否、仮使用認定業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する申請者等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。

第 4 章 確認検査手数料等

（確認検査手数料の設定）

第 46 条 当機関は、確認検査の業務の実施にかかる手数料を確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に定める。

2 手数料の増額又は減額を行う場合には、改定後の額とその理由、適用時期について、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により事前に公表を行う。

（確認検査手数料の収納）

第 47 条 申請者は、確認検査手数料を銀行振込みにより納入するものとする。ただし、緊急を要する場合には別の収納方法によることができる。

2 前項の払込に要する費用は申請者の負担とする。

- 3 当機関と申請者は、協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。
- 4 当機関は、類似する建築物の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定等確認検査の業務が効率的に実施できる場合等にあっては、実費その他の状況を勘案して確認検査手数料を減額することができるものとする。

(確認検査手数料の返還)

第 48 条 収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合その他手数料規程に定める場合には、申請者に返還する。

第 5 章 確認検査の業務の監視、改善方法

(苦情等の事務処理)

第 49 条 当機関は、確認検査の業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。

- 2 当機関は、法第 94 条第 1 項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。
- 3 前 2 項の苦情、審査請求及びこれらに対して当機関がとった処置は、遅滞なく記録するものとする。

(内部監査)

第 50 条 代表取締役は、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年 1 回、監査室に指示し内部監査を実施する。

- 2 内部監査においては次に掲げる事項を審査する。
 - (1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに關わる技術的助言、指針告示、その他関係法令への適合状況
 - (2) この規程への適合状況
 - (3) 第 3 条第 2 項に規定する確認検査業務実施方針への適合状況
 - (4) 確認検査業務管理体制の状況
 - (5) この規程の内容の見直しの必要性

3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。当該責任者又は監査室はとられた処置の検証及び検証結果について代表取締役及び確認検査業務管理責任者に報告するものとする。

(不適格案件の管理)

第 51 条 当機関は、不適格案件が発生した場合は適切な処理を確實に実施する。

- 2 当機関は、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付した後に不適格案件であることが確認されたときは、速やかに申請者、国土交通大臣等及び特定行政庁にその旨を報

告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。

- 3 前項に規定する不適格案件の確認に当たっては、必要に応じて、特定行政庁からの意見を聴取する。
- 4 確認検査業務管理責任者は、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。
- 5 前項の規定にかかわらず、確認検査業務管理責任者は、自らの責任において、管下職員に前項の記録を行わせることができるものとする。

(再発防止措置)

第 52 条 確認検査業務管理責任者は、不適格案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件発生の原因を除去するための処置（以下「再発防止措置」という。）をとる。再発防止措置は発見された不適格案件の影響に見合ったものとする。

- 2 確認検査業務管理責任者は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。

- (1) 不適格案件の内容確認
- (2) 不適格案件発生の原因の特定
- (3) 不適格案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価
- (4) 必要な措置の決定及び実施
- (5) 実施した処置の結果の記録
- (6) 是正処置において実施した活動の評価

第 6 章 電子申請の実施に関し必要な事項

(電子申請による申請等)

第 53 条 次に掲げる申請については、あらかじめ当機関と協議した上で当機関が指定する方法で、電子申請にて行うことができる。

- (1) 第 17 条第 1 項の確認の申請
- (2) 第 26 条第 1 項の中間検査の申請
- (3) 第 32 条第 1 項の完了検査の申請
- (4) 第 38 条第 1 項の仮使用認定の申請

2 第 1 項の規定により電子申請が行われた場合において、当機関は、次の事項に限り、あらかじめ申請者と協議した上で当機関が指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。ただし、確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書については、電子申請がなされた場合であっても、紙で交付する。

- (1) 第 17 条第 4 項の引受通知
- (2) 第 26 条第 7 項の中間検査引受証及び第 32 条第 8 項の完了検査引受証の交付

- (3) 第 22 条第 1 項の施行規則別記第 15 号の 2 様式による通知書及び施行規則別記第 15 号の 3 様式による通知書の交付
 - (4) 第 29 条第 1 項の中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付
 - (5) 第 35 条第 1 項の検査済証を交付できない旨の通知書の交付
 - (6) 第 42 条第 1 項の適合しないと認める旨の通知書の交付
 - (7) 第 22 条第 2 項、第 29 条第 2 項、第 35 条第 2 項及び第 42 条第 2 項における申請書の副本の添付
- 3 第 1 項第 1 号の規定により電子申請が行われた場合において、第 20 条第 1 項の消防長等の同意を求める場合は、当機関は、申請者から提出された電磁的記録を紙面に印刷し、これを添えて行う。ただし、あらかじめ当機関と消防長等が協議した上で、電子情報処理組織にて行うことができる場合には、この限りではない。
- 4 第 1 項第 1 号の規定により電子申請が行われた場合において、当機関は、第 20 条第 2 項の消防長等に対して行う通知又は第 41 条第 1 項の消防長等に対して照会を行う場合は、あらかじめ消防長等と協議した上で、第 21 条の保健所長に対して通知を行う場合は、保健所長と協議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- 5 第 1 項の規定により行われた同項第 1 号から第 4 号の電子申請に対して、それぞれ第 17 条第 3 項、第 26 条第 6 項、第 32 条第 7 項及び第 38 条第 5 項の規定により引き受けできない場合において、当機関は、申請者から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代えることができる。
- 6 第 1 項の規定により行われた同項第 1 号から第 4 号の電子申請に対して、それぞれ第 23 条第 1 項、第 30 条第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 44 条第 1 項の取下げ届を提出する場合は、申請者は、あらかじめ当機関と協議した上で当機関の指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。この場合において、当機関は、申請者から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、それぞれ第 23 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 36 条第 2 項及び第 44 条第 2 項に規定する返却に代えることができる。
- 7 法令の規定により署名等をすることが規定されているものを第 1 項、第 3 項、第 4 項及び前項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、申請データに氏名又は名称を記録する措置により代えることができる。
- 8 法令の規定により署名等をすることが規定されているものを第 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書を送信する措置により代えることができる。
- 9 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録が当機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時に当機関に到達したものとみなす。
- 10 申請に係る電磁的記録が当機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24 時間 365 日とする。ただし、当機関の使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。

11 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要とする部数の提出があつたものとみなす。

(電子情報処理組織による業務の実施)

第 54 条 当機関は、電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置について別に定める。

(電子署名及び電子証明書)

第 55 条 第 53 条第 8 項に規定する電子証明書は、国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示(平成 15 年国土交通省告示第 240 号)第 5 条に規定する電子証明書とする。

2 当機関は、電子申請に係る必要事項を別に定めるものとし、これをあらかじめ申請者に周知するものとする。

3 当機関は、第 53 条第 1 項第 1 号から第 4 号により申請された電磁的記録を第 8 条の 2 に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録がそれぞれ第 22 条第 1 項による確認済証、第 29 条第 1 項の中間検査合格証、第 35 条第 1 項による検査済証及び第 42 条第 1 項による仮使用認定通知書を交付した日と同じ状態にあることを第 8 条の 2 に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。

(確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め)

第 56 条 当機関は、第 53 条第 1 項による電子申請を行わせる場合、第 8 条の 3 に規定する定めとともに、確認検査の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。

(電子情報管理者の設置)

第 57 条 当機関は、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者 1 名を置く。

(情報セキュリティ責任者の設置)

第 58 条 当機関は、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者 1 名を置く。

第 7 章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

(書類の備置(びち)及び閲覧)

第 59 条 当機関は、法第 77 条の 2 の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するため、

事務所ごとに関覧場所を指定とともに、必要な設備及び体制を整備する。

- 2 閲覧させる書類は、法第 77 条の 2 各号に掲げるものとする。
- 3 代表取締役は、前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の閲覧に関する事項を別に定め、確認検査の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公開する。

(事前相談)

第 60 条 当機関に確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定を申請しようとする申請者は、申請に先立ち、当機関に事前に相談をすることができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 61 条 当機関は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について別に定める。

(秘密の保持)

第 62 条 当機関の役員及びその職員並びにこれらの職であった者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(帳簿及び図書の保存)

第 63 条 帳簿及び申請書等の保存にあたっては、確認検査の業務に関して知り得た個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずる。

(書類が円滑に引渡しされるための措置)

第 64 条 当機関は、確認検査の業務の全部を廃止しようとするときは、法第 77 条の 34 第 1 項の規定に基づく届出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 指定機関省令第 31 条第 1 項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。
 - (2) 特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保存すること。
 - (3) (1) に規定する書類の特定行政庁ごとの一覧表を作成し、当該特定行政庁に提出すること。
 - (4) (1) に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否状況並びに (2) の分類及び保存が完了したことを国土交通大臣等に報告すること。なお、紛失があった場合は国土交通大臣等の指示に従い、書類の回復に代わる措置（建築主等からの副本の借り受け、複写等）を講じること。
- 2 前項に定めるもののほか、当機関は、指定機関省令第 31 条第 1 項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。

附則

- (イ) この規程は平成 12 年(2000 年)10 月 20 日から施行する。
- (ロ) 改定 平成 13 年(2001 年)11 月 1 日
- (ハ) 改定 平成 14 年(2002 年)4 月 1 日
- (ニ) 改定 平成 14 年(2002 年)7 月 5 日
- (ホ) 改定 平成 15 年(2003 年)4 月 7 日
- (ヘ) 改定 平成 15 年(2003 年)5 月 1 日
- (ト) 改定 平成 16 年(2004 年)4 月 1 日
- (チ) 改定 平成 17 年(2005 年)2 月 1 日
- (リ) 改定 平成 17 年(2005 年)4 月 1 日
- (ヌ) 改定 平成 17 年(2005 年)10 月 1 日
- (ル) 改定 平成 18 年(2006 年)4 月 1 日
- (ヲ) 改定 平成 19 年(2007 年)1 月 15 日
- (ワ) 改定 平成 19 年(2007 年)7 月 2 日
- (カ) 改定 平成 20 年(2008 年)2 月 12 日
- (ヨ) 改定 平成 20 年(2008 年)3 月 1 日
- (タ) 改定 平成 20 年(2008 年)3 月 31 日
- (レ) 改定 平成 20 年(2008 年)5 月 29 日
- (ゾ) 改定 平成 20 年(2008 年)6 月 20 日
- (ツ) 改定 平成 20 年(2008 年)7 月 1 日
- (ネ) 改定 平成 20 年(2008 年)9 月 29 日
- (ナ) 改定 平成 21 年(2009 年)4 月 1 日
- (ヲ) 改定 平成 22 年(2010 年)1 月 20 日
- (ム) 改定 平成 22 年(2010 年)4 月 1 日
- (ウ) 改定 平成 22 年(2010 年)6 月 14 日
- (ヰ) 改定 平成 22 年(2010 年)11 月 5 日
- (ノ) 改定 平成 23 年(2011 年)2 月 14 日
- (オ) 改定 平成 24 年(2012 年)4 月 1 日
- (ク) 改定 平成 24 年(2012 年)12 月 1 日
- (ヤ) 改定 平成 25 年(2013 年)4 月 19 日
- (マ) 改定 平成 25 年(2013 年)10 月 15 日
- (ケ) 改定 平成 26 年(2014 年)11 月 1 日
- (フ) 改定 平成 27 年(2015 年)4 月 1 日
- (コ) 改定 平成 27 年(2015 年)6 月 1 日
- (エ) 改定 平成 27 年(2015 年)9 月 10 日
- (テ) 改定 平成 28 年(2016 年)1 月 1 日

- (ア) 改定 平成 28 年(2016 年)6 月 20 日
- (サ) 改定 平成 29 年(2017 年)1 月 1 日
- (キ) 改定 平成 29 年(2017 年)11 月 1 日
- (ユ) 改定 平成 30 年(2018 年)4 月 1 日
- (メ) 改定 平成 31 年(2019 年)2 月 26 日
- (ミ) 改定 令和元年(2019 年)6 月 10 日
- (シ) 改定 令和3年(2021 年)3 月 8 日
- (エ) 改定 令和3年(2021 年)7 月 1 日
- (ヒ) 改定 令和4年(2022 年)5 月 1 日
- (モ) 改定 令和4年(2022 年)6 月 1 日
- (セ) 改定 令和 5 年(2023 年)11 月 13 日
- (ス) 改定 令和 6 年(2024 年)2 月 1 日(長野事務所は 2 月 5 日より開設)

附属文書

この規程の各条文で定める様式は、以下の表に掲げるものとする。

(A) 当機関が作成又は交付するもの

関係条文	様式の名称	様式番号
第 12 条第 2 項	確認検査員証及び補助員証	様式 A-01
第 19 条第 7 項、 第 22 条の 2 第 1 項	申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める通知	様式 A-09
第 20 条第 1 項	建築基準法第 93 条第 1 項の規定による消防同意依頼書	様式 A-04
第 20 条第 2 項	消防長等に対して通知を行う場合の通知書	様式 A-05
第 21 条	保健所長に対して通知を行う場合の通知書	様式 A-06
第 41 条	消防長等に対して照会を行う場合の照会書	様式 A-10
第 42 条第 1 項	基準告示第 1 に定める基準に適合しないと認める旨の通知書	様式 A-11

(B) 当機関が提出を受けるもの

関係条文	様式の名称	様式番号
第 23 条第 1 項	確認申請取下げ届	様式 B-03
第 30 条第 1 項	中間検査申請取下げ届	様式 B-09
第 35 条の 2 第 1 項	完了検査追加説明書	様式 B-10
第 36 条第 1 項	完了検査申請取下げ届	様式 B-12
第 44 条第 1 項	仮使用認定申請取下げ届	様式 B-13